

川崎市高齢者向け軽作業実施要綱

(目的)

第1条 この事業は、市内の公共施設等（以下「施設等」という。）における除草等軽作業（以下「軽作業」という。）を高齢者に発注することにより、市内高齢者の就労の場を確保するとともに、そこに働く高齢者の生きがいの充実や社会参加を促進し、福祉の増進を図ることを目的とする。

(実施主体)

第2条 事業の実施主体は、川崎市とする。ただし、適切な事業運営が確保できると認められる法人等へ事業を委託することができる。

(対象者)

第3条 市内に居住するおおむね65歳以上の高齢者であって軽作業を希望し、かつ、その作業に耐える体力を有する者とする。

(就労の場の確保)

第4条 軽作業の就労の場を確保する際には、軽作業の実施の可否について、施設等の管理責任者へ意向の確認を行うものとする。

(実施内容の決定)

第5条 作業施設、作業内容、作業時間、作業単価等の軽作業の実施内容は、予算の範囲内において、決定するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は健康福祉局長が定める。

附 則 この要綱は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 この改正要綱は、平成20年4月1日から施行する。